

川崎市訓令第5号

庁中一般

各 かい

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市職員服務規程（昭和35年川崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「介護休暇又は介護時間」を「介護休暇、介護時間、組合休暇又は子育て部分休暇」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

8 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出については、川崎市職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市訓令第4号）第4条（第2項を除く。）の規定を準用する。

第14条第2項及び第16条第3項中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改める。

第40条第1項中「旅費管理システム」を「旅費システム」に改める。

第5号様式中

「.....印」

を

「.....」

に改める。

第7号様式中「㊟」を削る。

第8号様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。